

議案第34号

三朝町温泉使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町温泉使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 6 年 3 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町温泉使用条例の一部を改正する条例

三朝町温泉使用条例（昭和53年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「及び材料検査並びに」を「を受け、かつ、」に改める。

第26条の各号を次のように改める。

- | | | |
|-------------------------|-----------|--------|
| (1) 第18条第2項の規定による設計審査 | 1件につき | 150円 |
| (2) 第18条第2項の規定による工事竣工検査 | 1施設 1回につき | 300円 |
| (3) 第1種指定工事業者として指定したとき | | 5,000円 |
| (4) 第2種指定工事業者として指定したとき | | 3,000円 |

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。